

田原市地域子育て支援拠点設置推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、子育て支援機能の充実を図り、子どもの健やかな成長を支援するため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業（以下「拠点事業」という。）を開設する者に対し、予算の範囲内において田原市地域子育て支援拠点設置推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、拠点事業を適正に実施することができると市長が認める者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。）
- (2) 学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。）
- (3) その他市長が適当と認める者

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、子ども・子育て支援交付金交付要綱（子ども・子育て支援交付金の交付について（平成28年7月20日付け府子本第474号内閣総理大臣通知。以下「国要綱」という。）による交付金の交付対象となる拠点事業とする。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、拠点事業の開設準備に要する経費として国要綱による交付金の交付対象となる改

修費等とする。

- 3 交付すべき補助金の額（以下「補助金額」という。）は、国要綱別紙に定める基準額と補助対象経費に係る実支出額から寄附金その他の収入額を控除した金額とを比較して少ない額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、田原市地域子育て支援拠点設置推進事業費補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定及び通知）

第5条 市長は、前条に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、適当と認めるときは、速やかに補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を行う。

- 2 市長は、前項の規定により交付決定をしたときは、田原市地域子育て支援拠点設置推進事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第6条 前条第1項の規定により交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定に係る事業（以下「補助事業」という。）の内容の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）又は中止若しくは廃止（以下「変更等」という。）をするときには、速やかに田原市地域子育て支援拠点設置推進事業費補助金変更等申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助事業の変更等を承認する。

(変更等の決定の通知)

第7条 市長は、前条第2項の規定により補助事業の変更等を承認したときは、田原市地域子育て支援拠点設置推進事業費補助金変更等決定通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

(概算払)

第8条 市長は、補助事業の実施に必要があると認めたときは、田原市地域子育て支援拠点設置推進事業費補助金概算払請求書(様式第5号)に基づいて、その全部又は一部を概算払により交付することができる。この場合において、概算払の額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(実績報告書の提出)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して20日を超えない日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに田原市地域子育て支援拠点設置推進事業実績報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金額を確定する。

2 市長は、前項の規定により補助金額を確定したときは、田原市地域子育て支援拠点設置推進事業費補助金確定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助事業者は、前条に規定する通知書を受領したときは、速やかに田原市地域子育て支援拠点設置推進事業費補助金請求書(様式第8号)を市長

に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の受領後30日以内に補助金を補助事業者に支払うものとする。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 法令、例規、この要綱及び交付決定に付した条件に違反したとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められるとき。

(4) 実支出額が補助対象経費に比べて減少したとき。

(5) 市長の承認を受けないで、補助事業の変更等をしたとき。

(6) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正の行為があったとき。

(遅延利息)

第13条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年14.6%の割合で計算した遅延利息を納付しなければならない。

2 市長は、前項の場合においてやむを得ない事由があると認めた場合は、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

(必要な指示等)

第14条 市長は、補助事業者に対して、補助事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(補則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 6 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、第 11 条から第 14 条までの規定は、同日後もなおその効力を有する。

様式第1号（第4条関係）

田原市地域子育て支援拠点設置推進事業費補助金交付申請書

年 月 日

田 原 市 長 殿

申請者 住所（団体名）
氏名（代表者名）

田原市地域子育て支援拠点設置推進事業費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業の名称
地域子育て支援拠点事業（開設準備）
- 2 事業の目的
- 3 事業の内容
- 4 事業期間 着手（予定） 年 月 日
完了（予定） 年 月 日
- 5 補助金交付申請額 金 円

（添付書類）

- (1) 収支予算書
- (2) 事業計画書
- (3) その他参考となる資料

様式第2号（第5条関係）

田原市地域子育て支援拠点設置推進事業費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長 印

年 月 日付けで申請された田原市地域子育て支援拠点設置推進事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

- 1 補助金の対象となる事業の名称、目的、内容及び事業期間
年 月 日付けによる申請書のとおり。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金交付決定額
補助事業に要する経費 金 円
補助金の交付決定額 金 円
- 3 補助金の交付条件

様式第3号（第6条関係）

田原市地域子育て支援拠点設置推進事業費補助金変更等申請書

年 月 日

田 原 市 長 殿

申請者 住所（団体名）
氏名（代表者名）

年 月 日付け 第 号で交付決定通知を受けた田原市地域子育て支援拠点設置推進事業費補助金について、下記のとおり変更等をしたいので申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

3 補助金交付申請額（変更後の総額） 金 円

（添付書類）

- (1) 収支予算書
- (2) 事業計画書
- (3) その他参考となる資料

様式第4号（第7条関係）

田原市地域子育て支援拠点設置推進事業費補助金変更等決定通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長 印

年 月 日付けで変更申請された田原市地域子育て支援拠点設置推進事業費補助金について、下記のとおり変更等を決定したので、通知します。

記

1 変更等の内容

2 変更等の理由

3 変更等後の補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額

補助事業に要する経費 金 円

補助金の交付決定額(変更後の金額) 金 円

4 補助金の交付条件の変更

様式第5号（第8条関係）

田原市地域子育て支援拠点設置推進事業費補助金概算払請求書

年 月 日

田 原 市 長 殿

申請者 住所（団体名）
氏名（代表者名）

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた田原市地域子育て支援拠点設置推進事業費補助金の概算払を、下記のとおり請求します。

記

1	交付決定(変更交付決定)額	金	円
2	概算払請求額	金	円

（添付書類）

- (1) 収支予算書
- (2) 交付決定通知書の写し
- (3) その他参考となる資料

様式第6号（第9条関係）

田原市地域子育て支援拠点設置推進事業実績報告書

年 月 日

田 原 市 長 殿

申請者 住所（団体名）
氏名（代表者名）

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた地域子育て支援拠点事業（開設準備）が完了したので、下記により報告します。

記

- | | | | | |
|---------------|----|---|---|---|
| 1 補助事業実施期間 | 着手 | 年 | 月 | 日 |
| | 完了 | 年 | 月 | 日 |
| 2 補助事業の実績及び効果 | | | | |

（添付書類）

- (1) 収支決算書
- (2) 事業実績書
- (3) その他事業の実施に関する資料

様式第7号（第10条関係）

田原市地域子育て支援拠点設置推進事業費補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長 印

年 月 日付け 第 号で交付決定した田原市地域子育て支援拠点設置推進事業費補助金については、下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|--------------|---|---|
| 1 | 確定の基礎となった事業費 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定通知額 | 金 | 円 |
| 3 | 交付確定額 | 金 | 円 |

様式第8号（第11条関係）

田原市地域子育て支援拠点設置推進事業費補助金請求書

年 月 日

田 原 市 長 殿

申請者 住所(団体名)

氏名(代表者名)

年 月 日付け 第 号で補助金額の確定通知を受けた田原市地域子育て支援拠点設置推進事業費補助金を、下記のとおり請求します。

記

1	補助金確定額	金	円
2	概算払受領済額	金	円
3	差引請求額	金	円